

い る か とくじら

—「欧米の生命観」批判—

宮 井 敏

昭和五三年二月二二日、長崎県壱岐郡勝本町漁業協同組合が勝本漁港沖合、辰の島入江で、近くの七里ヶ曾根のブリ・イカの漁場を荒らすいるか一千十一頭を撲殺によって処理した事がはしなくも新聞・テレビで報道され、外電の報ずるところとなつたために、アメリカ、イギリス、カナダの自然保護団体から一齊に非難をあび、

漁民の生活が自然保護をめぐつて、国内外に多大の論議をまきおこす事となつた。その後国際的規模の日本人非難は一たん影をひそめたかに見えたが、今年二月二九日、ハワイ州高校教師デクスター・ロンドン・ケー

トが単独で同漁協設置の仕切り網を切断し、同所のいるか短期畜養場において捕獲中のいるか四百五十頭のうち二百五十頭を逃がしたため問題は再燃し、長崎県警壱岐署による器物損壊・威力業務妨害容疑の事情聴取に伴つて、日本人の生命観が再び国際的な場において俎上にのせられる事となつた。

その後、同人は長崎地検壱岐支部の略式起訴の勧告を拒否したため、三月八日長崎地検佐世保支部は威力業務妨害罪により逮捕、同十八日起訴されたが、五月三十日長崎地裁佐世保支部は検察側の主張を認め、壱岐漁民が

いるかを有害動物として捕獲・処理する事を正当の業務と見なし、求刑懲役八ヶ月に対して懲役六ヶ月、執行猶予三年の判決を言い渡した。

問題となつた勝本漁協は組合員九百二十人、年間操業期間二百二十日で水揚げ二十億円、ここ十年来二月から四月にかけて約九十日間をいるかの大群に襲われ、一本釣りブリ漁に多大の被害を受けており、年間実損約十億円と推測されると言うが、いるかは壱岐沖で三万五千頭、九州沖全体で三十万頭棲息すると言われており、千頭のいるかでブリ、アジ、サバ、マグロ等一日約五万キロを捕食するものとして全壱岐漁民四千四百二四人の十日分の漁獲量が消耗している事になると言う。

このため、一昨年より従来のあきらめムードを一擲して、積極的な追い込み戦術をとりはじめ、船団行動により前記辰の島入江に捕捉していたが、海面一帯が血の海になるなど、撲殺による屠殺方法が一見極めて凄惨な光景を呈して、それが雑誌のカラー・グラビアやテレビでいるかとくじら

報じられて大反響を呼んだのにこりて、一基三千六百万円の破碎機を購入し、一時間十頭の割合で処理していたが、今は二月二七日勝本町沖合のブリ漁場に現れた大群のうち約八百頭の追い込みに成功、三百五十頭を処理したが、未処理分四百五十頭のうち二百五十頭を前記自然保護運動家デクスター・ケイトにより逃がされ、これにより船団による追込み費用数百万円の損害のほか、害獣駆逐という正当な業務が妨害をうけた、とされたのである。

この、千隻以上の船団による追込み方式でも一日がかりで「むれ」の一・三ペーセントが捕捉出来るにすぎず、日によって完全に失敗する事もあり、数日たつと再び数万頭が姿を見せるというイタチごっこのくり返しだったといわれる。また、追い込み、撲殺以外にも、「空砲をうつ」「模造シャチに録音したシャチの啼声を発振させる」等の方法も試みられたが、いずれも目立った効果はなく、「超音波による駆逐」方式も極めて有望

視されながら⁽²⁾未だ実験段階であり、やむなく、さしたる成果もなく、また世論の非難をあびる事も承知の上で、

上記「船団による追い込み、破碎」方式をつづけて来たものである。

これに対しても、被告は、「いるかは漁民の財産ではなく、自由に生きる動物であり、殺されかけている人間を助けるのと同じようにいるかを助けたのだ」と言い、「人間対動物の関係が根本的に問い合わせられるきわめて典型的なケースである」として終始無罪を主張したのである。また、アメリカにおける動物愛護団体や自然保護グループも、「残酷ないか退治」に猛反発し、「賢くて愛くるしい」いるかに対する欧米人特有のセンチメントもあって、大使館、各地領事館に抗議が殺到し、各公館は数日間、個人、団体による抗議電話、直接の来訪に忙殺され、多数の電報、手紙の処理に大童の有様となつた。イギリスでは事件報道後一ヶ月を経てもなお大使館の抗議が絶えず、天皇宛の電報も含めて一千通にのぼ

る抗議文が寄せられ、カナダ大使館でも一ヶ月足らずで八百五十通の抗議の手紙が殺到したと言う。

こうした一連の事件の仕掛け人であったデクスター・ロンドン・ケートはかつて世界最大の自然保護団体「グリーン・ピース・オブ・アース」のメンバーであったと言われるが、この財団は一九七〇年以来バンクーバーに本部をおき、世界各地に支部を組織して環境破壊の動きにラディカルに反対して来た実績を持っており、ここ数年来国際捕鯨委員会（IWC）に対しても強力な圧力団体として捕鯨禁止を訴えつけ、委員会内部の反捕鯨グループに対しても形無形のサポートを行なつて來たものである。

この委員会は一九四六年、「鯨資源の保存と増大、有効利用、及び捕鯨業の秩序ある発展」を目的として締結された国際捕鯨取締条約に基いて設けられたもので、日本は一九五一年に加盟しており、当時は日本、ソ連、ノルウェーなど有力捕鯨国が中心となり、くじらの乱獲防

止の取り決めの組織として機能していたものである。しかし一九七二年、ストックホルムで国連人間環境会議がアメリカ提案の商業捕鯨十年間禁止の勧告案を決議して以来事態は一転、反捕鯨国の加盟が急増、捕鯨国は二十四ヶ国中九ヶ国の少数派に転落し、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアを中心とする捕鯨絶対禁止グループが主導権を握る形となつたのである。

今年度のIWC第三十二回年次総会は七月二一日からイギリス・ブライトンで開催されたが、本来鯨資源の保護と適切な利用方法を検討する筈の会議が各国の反捕鯨団体や環境保護運動家（エンバイロメントalist）の強いプレッシャーのもとでの感情的な対立に終始し、アメリカ提案の捕鯨全面停止（モラトリーム）案を、「重要案件は本会議出席国四分の三以上の賛成で可決」という規定に救われて、辛うじて否決したが、沿岸マッコウ鯨の捕獲量割当ての如きは昨年の千三百五十頭から八百九十頭へと激減、割当てゼロまであと一步にまで追付けられ

る事となつた。四四年当時、六船團四隻のキャッチャー・ボート、一万一千人を擁した我が国の母船式捕鯨はいまでは一船團四隻のキャッチャー・ボート、一千三百人が南極海で細々と操業しているに過ぎない有様となっているのである。

元々この捕獲量割当てと言うのは鯨資源の最適水準を定めた最大持続的生産量方式（MSY）によって算出されるもので、ナガスク、シロナガスク、セミ等はMSYレベル以下とされて一切の捕獲が禁止されており、我が国が認められているのは、イワシ、ミンク、マッコウ、ニタリの四種類だけとなつてゐる。一九七五年、オーストラリアの提案によつてIWCで決定されたこのMSYが現在世界公認の鯨資源管理方式となつてゐるのであるが、IWCの下部組織である科学委員会の調査によつても、その後、ナガスク、シロナガスクで毎年四パーセントの増が確認されており、北太平洋のコクジラはMSYを遙かに上回る飽和状態、ミンクで一九三〇年代の倍増と報告さ

れている。しかるに、会議ではこうした科学的調査に基く鯨資源の適正利用が、クーレルに討議される事が次第に少くなり、年を追つて反捕鯨国主導の感情的な議論が支配的となつて来ているのである。

また、反捕鯨国一五ヶ国とは言い条、中にはスイスのような沿岸を持たない山国や、オーマンのような従来実績ゼロの国もあり、捕鯨国九ヶ国と言つても母船式捕鯨を行なつてゐる日ソ両国を除けば、あとは零細な沿岸捕鯨国ばかりであり、結局、アメリカ、イギリスを主体とする反捕鯨国グループが捕鯨国間の分断をはかつて日本を孤立させる戦術をとつたり、科学的な資源論の立場から商業捕鯨全面禁止案に反対したカナダに対しても、「もはやカナダは環境保護国とは言えない」と激しく非難、これを重大な背信行為であるとして IWC 総会場前でカナダ国旗を焼くなどして反捕鯨国間の締め付けをはかるなど、高度に政治的な動きが次第に露骨になつて來ている。

反捕鯨運動の根拠が資源論である間はまだしも対応の仕様はあつたのであるが、本年四月末大平前首相の訪米に合せてスミソニアンで開かれた「捕鯨の倫理」会議の如きは、「くじらは高等動物であり、これを捕殺するのは人間の倫理に反する」という立場をとり、「くじらの知性はチンパンジーより高く、人間より低い」という結論が甚だ根拠のあいまいなままで採択されている有様である。また、この IWC なる組織がそもそも問題で、年間三百万円程度の分担金を払えば通告のみで自由に加盟出来、その上総会の各国政府代表というのも極めてルーズな資格審査でみとめている。例えばセーシニル代表のシドニー・ホルトはイギリス人、ライオール・ワトソンはカナダ人であり、パナマ代表のフォートン・ゴーウィンはフランス人であるなど、代表中十名は別国籍の人間が委嘱をうけて代表となつてゐるのである。また、会議の席上、前記グリーン・ピースや、フレンド・オブ・アース、或はワールド・ワイルドライフ・基金など欧米十

七の自然保護団体がオブザーバーとして出席して度々議事を妨害するなど、国際規模の会議としての要件を明らかに欠いている面があり、会議場周辺でのデモ、ビラまき、いやがらせ、日本代表への暴行、議場への乱入等、果して公正な審議が保証されているのか、疑問とする向きも出て来るわけである。その上、戦後三五年、国際社会では常に多数派のリーダーであるアメリカの笠の下で行動して来た日本が今回はじめて少数派に属して戦わねばならず、国際外交で孤立した経験のない日本がとかく対立要因の多いソ連をパートナーとして行動しなければならない破目に陥っているのである。

しかも、ロンドンで国旗を焼かれたり、赤ペンキをかけられたり、人形が縛り首になつたのは日本だけであつて、日本より漁獲量の多いソ連ではなかつたという事実はまことに注目に値する。カナダ代表団のC・W・ニコル氏や、IWC事務局長キャンベル氏が卒直にみとめるように、日本に焦点を合せた反捕鯨キャンペーンの背景には人種的偏見と経済的成功に対するしつゝまりは形をかえた反日気運が根強く存在していると考えられるのである。

この点に関して言えば、日本は「科学的調査に基いた鯨資源の有効利用」という従来からの主張を辛抱強くPRして行くほかに道はないのであるが、今一つ日本側も強く反省しなければならない事に水産関係商社の抜けがけ商法があげられる。昨年七月十五日、IWC未加盟国であるポルトガル沖合で操業中のキプロス船籍の便宜置籍船シエラ号に、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアのエンバイロメントリスト十七名が乗組んでいたシー・シェパード号が体当りして捕鯨を阻止するという事件が起つた。このシエラ号といふのは海賊捕鯨船として知られる悪名高い密漁専門の船で、これに対して反捕鯨グループが実力行使に出たものであるが、問題はこのシェラ号から日本の水産業者が国内で高騰する鯨相場に目をつけて、ひそかに密漁鯨肉の輸入を行なつて来た

疑いがかけられた事である。こうしたIWC未加盟国からの鯨肉買付けは五二年には七千三百トンであったものが、五三年には一万四百トンとなり、以来年々ふえ続けて来たものと想像されるが、IWCの資源保護の諸決議を尊重する旨確約している日本が違法行為による乱獲の果実をそのまま輸入している事は、シェラ号に数名の日本人が乗組んでいる事、及び实际上の船主は日本人ではないかと見られている事と相まって、反捕鯨団の心証を著しく損ねるものであり、理不尽な反捕鯨グループの行き過ぎ⁽⁴⁾を正当化しかねまじき行動であると言えよう。政府は直ちに非加盟国からの鯨肉輸入禁止の措置をとったが、時すでにおそく、日本捕鯨に対する不信感、ひいては日本人の生命観に対する憎しみはもはや恢復不能の点にまで高められたのである。

一方、いるかの場合でも、長崎県奄岐支庁水産課長がみどめるように、「漁場環境が悪くなつたのか、漁業努力が魚を減らしたのか、それといふかによる食害との相

関係がつかみにくい」という事もあり、前記五三年春のいわゆる「辰の島の虐殺」にしても、漁協があらかじめ報道陣に連絡済の上で追込み、撲殺、解体をやつて見せる——つまり、日本人の残酷さへの国際的な非難の合唱をバネとして、これを国内的に利用して漁民に有利な環境、即ちいるか食害への政府補償を実現するためのデモンストレーションではなかつたか、と言う疑問も出てくるわけである。そして、このメカニズムが諸外国の自然保護団体に露見してしまつた以上、対日非難はますます増幅される事になり、日本側からすれば当然の反論が反論として通らなくなつてしまふのである。

もともとアメリカが江戸時代に日本に開国を迫つたのは捕鯨船への薪水の補給のためであり、弘化三年（一八四六年）以降、大挙して日本沿岸に押寄せたアメリカ、帝政ロシア、オランダの近代的装備を誇る母船式捕鯨の乱獲の為に、日本の沿岸式捕鯨業が滅びてしまつたと言う事実もある。旅行バトを絶滅させ、バイソンを滅した

のはアメリカではなかつたか、と言う反発である。

だが、それにもかかわらず、蛋白源として必要だからくじらを捕る、ブリを喰べるからいるかを殺す、と言う日本式の「経済の論理」ではもはや世界の大勢は通らなくなつてゐるのも又厳粛な事実である。アメリカが大量に牛を屠殺しているではないかと言つても、それははじめから食用にと飼育した家畜のこと、野生動物は違う、と言わればそれまでのこと。アメリカの捕鯨船が日本沿岸のマッコウ、ナガスクミを絶滅寸前まで乱獲したではないかと言つても、それは昔のこと今は違う、と言わればそれまでである。つまり、現在最も先進的な野生動物保護の思想は、人間を取り囲む自然環境の重要な一部である野生動物を、「経済の論理」ではなく「環境の論理」に基いて保存して行こうと言う考えに立つものであるから、「個別くじらの問題」、「個別いるかの問題」としてではなくて、トータルな、自然に対する人間のかかわり方の問題としてとらえて行かねばならないわ

けである。総論としての「自然保護」賛成、各論としての「いるか保護」、「くじら保護」反対、と言うのでは、やつぱり日本は自然破壊⁽⁵⁾と公害の見本市だと言われても、それは仕方のない事なのではなかろうか。

だがそれにもかかわらず、と再び言いたい。それにもかかわらず欧米人にとって、なぜいるかなのか、何故くじらのかと言うことである。地球上の生きとし生けるものの命に対して、日本が従来よりもはるかにきびしい態度で接しなければならないと言う主体的な自己批判に立つた上で、なおわれわれは欧米人の海洋哺乳動物に対する偏愛とその押し付けを分析検討して、正すべくはこれを正さなければならない。けだし、情緒的な批判に感情的に反発しても何等生産性は期待出来ないからである。

さて、くじらといふかはもともと哺乳動物として同じ「鯨目」という分類に属している。この「鯨目」が「ヒ

「ゲ鯨亞田」と「歯鯨亞田」に分かれ、セミ、ナガス、ザトウは前者に、マッコウ、ゴンドウ、及びいるかは後者に属している。従つて両者は時に混同される事もあったようであるが、日本では從来から両者を水産物として魚みなに扱つて来たのに対して、歐米では近世の動物分類学をまつまでもなく、昔から人間に近い動物として考えて来たという根本的な違がある。欧米の場合、人間を重視するならば人間に最も近い哺乳類も同様に保護さるべきだ、というロジックがある。とくにいるかの場合は「発達した脳による高い知能」をもつが故に一番人間に似た存在であると主張する。行動の多様性と脳の大きさ、構造などから推測してそのような考え方も出て来るのであらうが、解剖学的、生態学的にお信ずるに足る

科学性に乏しく、一体、毛皮のためだけに集団撲殺され肉は捨てられるアラスカのオットセイと較べてみて、いるかが特別視される程にも、そんなに違うのかといふ疑問がなお残るわけである。

次は屠殺の方法の残酷さの問題がある。「あれ程にも可愛らしく賢い」いるかを海をくれないに染めてまで撲殺してよいのかと言う論法である。ぐじらの場合で言うならば鉛を打込んでから絶命するまでの時間の長さがあまりにもむごたらしいと言うのである。しかしこれでも、アメリカのマグロの巻き網漁のように数千頭のいるかを溺死させるのと較べてどれ程の違いがあるかと言う事になり、單に人目につかず手際よく殺せばよいと言うのではあまりに偽善的⁽⁶⁾というものであらう。一頭のいるかが愛すべき動物であるとしても、千頭のいるかは強大な破壊力となり、一万頭のいるかは一つの漁村をも滅ぼすものである事を銘記すべきである。

さらには又、歴史的、文化的な親近感の問題がある。昨年十月に刊行された藤原英司著「海からの使者、イルカ」は古代ギリシャの伝説にさかのぼる人間といふかの長いかわりを詳しく紹介しており、ニュージーランドで政令で保護されていた二頭のいるかの話も愛情をこめ

てのぐるがく。この場合は聖書である。新約マ

タイによる福音書十一章四十節が引用してある予言者ヨ

ナの受難は、あるある且約三十九書一章の物語に基いてい

るが、ギリシャ語の原典では“kētos”が英語聖書の

場合、Authorized Version の Revised Standard

Version もまた“whale”と訳してある。同じ様

に、創世記第一章十一節の「ヘル語の原典“tannin”が

アラビア“great whale”となりてある。あるいはこの

訳には種々疑惑があり、その後の翻訳は New English

Bible の Jerusalem Bible も “sea-monster”と

は “great sea-monster”となつてゐるが、要するに初代

教會の人々のイメージでは、海の大なるけむのは大体

“ヘンム、ヒホヒ”と解かれていたわけであり、その事が

確かに時代を跨てて一九世紀ヨーロッパの清教徒をして捕鯨に専念せしめた情熱の源であり、旧約の

イハバ、イシュー・メルヴィルを借りて来て「田舎」を連ねしめ

いるかとくじら

ぬよ。

以上した話は文化・宗教を異にする他民族にはたしか

に理解の盾かな面があり、誤解を生む基となるのであ

るが、このよくな歴史的背景が歐米人の海洋保護の心情

的基礎になつてゐるであらう事は充分に理解出来る。だ

が平和で賢く可愛いから保護すると言ふのであれ

ば、では憎々しい、氣味が悪いと書いて爬虫類を絶滅し

てよなのかどうか反論が当然出て来るわけであり、趣味

性の問題を他人に押付ける事の貞淑半丸がいに見事に

浮彫りにされて來るのである。西欧合理主義と謂われる

もの意外な破綻としてのセンチメンタルな側面を見る

思ひがすることである。この地球上にはそれぞれ固有の

風土から生れる生活習慣、価値観があり、その間の違

は「種類」のわがいであつて、「程度」のわがいではな

いと言ふ事があつたため確證されなければならぬ。

ついで、以上のような歐米人の動物一般に対する特有の

生命観と言うものは、本来自己の生存のために動物を殺して食用にしなければならない肉食人種固有の考え方から来ている。人間と動物の間に劃然たる一線を引いて人間を至上のものとし、それに奉仕する存在として動物を位置付ける発想である。モンスーン地帯と違つて乾燥草原地帯では肉類が主食であり、そこには仏教で言う「殺生」という考え方方は殆ど見られない。創世記の天地創造の記述に見られるように、すべてを神の与え給うたものとして受けとるのである。ただしそれは誤解してよく引用されるように、はじめから神が生きて動くものをすべて人の食料として簡単に与えたという事ではなく、同書第一章二九節が示すように、はじめ神は「全地のおもてにある種をもつすべての草と、種のある実を結ぶすべての木」とを与えて、「これがあなたがたの食料になるであらう」とされたのである。このあと、アダムとエバはエデンの園を追われ（三章）、人の悪が地にはびこったのを見て神は人を造ったのを悔い（六章）、ノアに箱舟を作

らせて洪水をおこし（七章）、ノア六百一歳のとき水を引かせ、えらばれた箱舟の乗組みの人、けものをあらためて聖別して「生めよ、ふえよ、地に満ちよ」と言われ、「すべて生きて動くものはあなたがたの食物となる」と定めたのである。

元来、動物の命を犠牲にして己の生命を維持せざるを得ない肉食人種の考え方と言うものは、その動物をめぐる争奪、及びそうした遊牧の生活の不安定さからのがれための鬭争を当然の事とする傾向があり、そこから他部族に対する征服と、被征服者に対する奴隸的支配を正当とする考えが生まれて来る。少数民族であり、従つて被支配民族であったユダヤの人達が、地政学的に最悪の条件の中からこうした支配民族の「支配の倫理」に対し、逆に「自己犠牲の倫理」で対抗しつつ救世主を待ち望んだのはまことに必然の成りゆきであったと言える。この自己犠牲の代償としては来世での救いがあり、永遠のいのちが約束されるが、それは決してオートマチック

にすべての人類に与えられるものではなくて、み心に叶う、きびしく選ばれたる人々に対してのみ許される事であつた。

その際、己の生命を維持するためやむを得ず命を奪つた動物に対しては潜在的な罪悪感があり、それに対する心理的補償現象として命を奪わずにすむ動物にはヒスティックなまでに過剰な愛情を注ぐ事になるのである。ヨーロッパに於て、家畜の大量屠殺とその食料化がおよそ十二世紀頃から一般化して来たとすれば、愛玩動物飼育の習慣も又ほぼ軌を一にしてこの頃発生したものと想像されるのである。

また、選ばれたノアの一族と選ばれなかつた人々の間には截然たる区別があつて些かの混同も許されない。白か黒か、敵か味方かと言うこの見事な割り切り方が、一神教特有の狭量さと相まって、極めて自己中心的な考え方を生む事になる。隣人愛をモットーとする宗教である以上、それが「エゴイスティック」であるとは決して言

えないわけであるが、その基本において「エゴセントリック」であると言う事である。マタイによる福音書二五章が示す羊と山羊の振り分けはまさに象徴的である。右にいる羊のむれの人々は父に祝福されて御国を受け継ぐが、左にいる山羊に当たる人々はのろわれたる者どもであり、悪魔とその使たちのために用意されている永遠の火の中に這入つてしまえと罵られるのである。羊のむれが少数の被支配民族である間はただ相手を罵るだけで事済んだのであるが、ローマ帝国の国教となるに及んでキリスト教は体制の側に立つ事になり、帝国内の非キリスト教徒は差別されて法的にも無権利者と宣言される事になった。そして、強要された発展は国内から異教國へと拡がり、伝道と言う名の領土拡張戦争となり、山羊の群を抹殺したいという願望は、都合のよい力関係にある時はいつでもためらわざ神の敵を絶滅しようとする強い決意と変つて行つたのである。具体的には「洗礼か死か」と言う十字軍イデオロギー⁽⁸⁾となり、異教徒はす

べてキリスト教徒の政治的、経済的、文化的支配に無条件に屈伏するか、懲滅されるかを選ばなければならなくなるのである。

問題が「敵対性矛盾」にある場合はまだよいとしよう。「味方内部の矛盾」が激しくなり、内ゲバ寸前となつた時、いざれが正統でいざれが異端か、と解釈が分れた場合は、常に力関係で上位に立つ側が解釈権を独占する事になる。一五二〇年、ルターは「キリスト信者の自由」によって「心を罪や律法や戒律から自由に解放する」新らしい精神についてのべ、さらに「平和の勧告」によつて「民衆を耐え難いほどに圧迫する諸侯と領主は、神と人に対し深く罪を犯した事になる」と非難し、ローマ教会、ドイツ修道院に対して激しい批判をあびせかけた。民衆はこれに触発されて、より現実的な階級的利害に目醒めて一五二四年ドイツ農民戦争を起すにいたる。御言葉の説きあかしに当つたルターは良心の責任のみならず、ドイツ国民一般に対する歴史的責任をも

当然とするべきにかかわらず、農民の決起を暴挙であるとして、逆上のあまり悪名高い「強盗・殺人的農民に対しても」と題するパンフレットを発表して、「彼らは追剝や殺人者のように肉体と魂の二重の死に値」し、「すでに神の法と帝国の保護の外におされた」以上、「反逆の徒を殺す事は正しくもあり、法にかなう」事であると断定し、「なしうるものは誰でも、ひそかにであるうと公然と、彼らを叩き殺し、絞め殺し、刺し殺す」べきであり、「暴徒ほど邪悪で悪魔的なものではなく、それは狂犬と同じようになど打ち殺さなければならない」と口を極めて罵つたのである。結果はこれに勢いを得た領主側の容赦ない殺戮であり、十万人の犠牲者であった。ひとたび靈魂を持たぬ悪魔であると極め付けられると反論も許されず、反抗も出来ず、ただ一方的な徹底したジェノサイドを甘受するほかはないという状況がここに見られるのである。

クロムウェルの場合もこれに酷似している。神に対す

る心からの献身を革命の大義とした聖者の行進が、一たびアイルランドへ向うと、突如殺戮と蛮行をほしままにする人殺し集団に変貌してしまうのである。ダブリン北方ドロードで数千人の命を奪つたあと、彼は記している。「これは野蛮な恥知らずどもへの神の正しい裁きであると私は確信している」と。また、「神は予期しない攝理によつて彼等アイリッシュに正しい裁きを与えたまい、かれらをしてわが兵士の餌食たらしめたもうた。

多くの哀れなプロテスタントに加えられた残虐行為に、かれらはその血でもつて償いをしたのである」と言つて、かつて旧教徒によつて新教徒に加えられた暴行に対する報復行為を正当化し、同じキリスト教徒に対する虐殺ですらが神の導きであると言い張つて恥じる所がないのである。イギリスにおいては自由と平等の戦士であつたクロムウェルが一たび海外に出ると悪らつな帝国主義者として植民地を侵略し、原住民を虐殺し、しかも熱烈に神に祈つてそれを行ない、「本来ならば自責と悔恨のいるか」とい

気持ちで一ぱいになるところだが、かかる行為にも充分な根拠があるので」と言うのである。⁽¹⁰⁾どのよくな根拠か、今となつては知るべくもないが、今言いうる事は目的は手段を正当化しない、と言う事である。ましてその「目的」なるものが何等客観的な検証を経ない、きわめて主観的な解釈権の独占の下に掲げられたものである以上、なおさらと言う事になろう。

こうした、植民地に対する搾取と手を携えた福音伝道は一八四〇年のアヘン戦争をピークとして、侵略が開発途上国に対する経済援助に偽装されるまで続くが、植民地競争の終つた後も、文化、経済、宗教等の諸価値を独善的に押付けるやり方は止む事なく続けられ、遂に現代に到つて二人の使徒フランシスを生んだ。フランシス・スペルマン枢機卿はスペイン市民戦争ではフランコ政権を支持し、一九五〇年代にはマッカーシーズムを弁護し、南ベトナム大統領ゴ・ディン・ディエム擁立に奔走し、ベトナム従軍司祭としては「ベトナム戦争は文明を

守る為の戦だ」と断言した人物である。フランス・コッポラは五四〇日の撮影日数と三千百万ドルの製作費用を費して「地獄の默示録」を作った映画監督である。スペルマンは勝利を確信して一段高い所から差別意識充分にアジア人に対した、いわば古典的な植民地派遣の宣教師タイプであり、コッポラは大義なき戦の結果としての虚脱、幻滅、倦怠の中からベトナムに默示を求めた⁽¹²⁾。いわば現代的な悩めるアメリカ人のタイプである。天と地程に違う両者に通底するものはやはり米人特有の“egocentricity”であり、見下すにせよ、悩むにせよ、そこには「心からの他者への思いやり」と、「一たびは他者になり切つて考える」という真の意味の自己犠牲であろうとおもわれる。

この状況はキリスト教の二大宗派が終始人権運動に対して批判的な態度をとり続けて来た事と無縁ではない。キリスト教については「どんな宗教にも無関心で、どんな宗教をも差別せずに平等に取り扱う国家」と言うもの

はまさに「正義と理性に反する国家」であり、反教会的傾向の国家が規定する「人間および市民の権利」などと言ふものは教会を無視した不当な要求であり、教会の代表する真理に背くものとされたのである。その上、この判断を補強する具体的事實として、ヨーロッパ大陸において最初の人権宣言を生み出したフランス革命がナポレオン支配へと墮落して行つたことが上げられる。自由と平等の人間宣言が人間否定の暴力に変質して行つた事は、無拘束な抽象的自由が自己崩壊を遂げる必然的過程であり、神に対する自律精神の傲慢な反逆の必然的結果であると考えたのである。人権とはまさに権威に对抗する個人的公権として形成されたものである以上、その反権威的本質は、「神から与えられた威信と正当性」に基づく教会的権威と相容れぬものであり、そこから生じるであろう「権利・義務のアンバランス」は神への帰属を義務とする教会的ニートスと正面衝突する事になるであろうからである。

しかしながら、全世界的規模で人権思想を考えてゆく場合、超宗教的、超国家的な普遍性が前提とされるのは当然の事であり、その事が徹底して理解されない限り、経済的、文化的力関係を背にした欧米人のあらゆる面における主観的善意の押し売りは止む事がないであろう。本多勝一はこれを、軍事的、宗教的、文化的、政治的、アメリカ的霸權主義⁽¹⁾と呼ぶ。自分の国では一九七七年で二万七千頭、七九年で一万六千七百三十九頭のいるかを捕殺しながら、奄岐島までやつて来ているかを逃がし、「数千年にわたつてくじらを取つて來たと言ふ歴史的背景と文化・食生活は尊重すべきだ」と言つてアラスカ・エスキモーの捕鯨は認めると要求しながら、数千年にわたりてくじらを取つて來た日本人の文化と食生活は認めざらぬといふ精神構造はまさに文化的霸權主義に外ならないと言えよう。

いろいろな事が言われてゐる。六十年代に学生運動をやつていた連中が、食えない事もあってプロのエンパイロメンタリストになり、日本商品をボイコットしたい産業から資金援助を受けている自然保護団体の専従員として、人種的偏見と経済的嫉妬の反日感情を巧みにありつつ、日本にターゲットを絞つて攻撃し、また一方では動物愛護と言うセンチメンタルな大衆感情にも媚びてゐるのが一連の事件の背景だとする見方もあるのである。だが、それにもかかわらず、いるかとくじらと言う一つの海洋哺乳動物の保護をめぐつて、はしなくも露呈した東西の生命觀のちがいは世界の人権思想の大きな断層を端的に示すものとして、今後もなお多角的な検討・分析の必要がある事とおもわれる。

(1) 「漁場の敵イルカ模造シャチで追放」「動物虐待の汚名返上」、
「来月実験」、読売新聞、昭和五三年九月二八日付。

(2) 「超音波作戦効果てきめん、太地湾で殺獣器テスト、イルカ

逃げ回る、来年一月壱岐島で実用化」、朝日新聞、昭和五五年十一月二七日付。

(3) 「イルカ問題のルーツ、壱岐のイルカだけなぜ逃がす」渡辺昇一、週刊文春、昭和五年五月一日付。「……シカゴの屠殺場に、テキサスの牧場に、牛を逃がしてやるために日本人が出かけるという事はやはり考えられない。ここでどうしても出て来るのは嫉妬心という事であろう。……日本の急速な進歩に歐米の方が嫉妬したのである。」

(4) 「日本代表が鯨保護団体の過激分子からチョコレート状の染料をかけられた事件が起きた翌日の十三日、会議にオブザーバーとして出ている鯨保護団体から過激派の行動を非難する文書が配られ、署名した団体数はなんと三十団体に達した」。朝日新聞、昭和五四年七月一日付。「日本はクジラの敵ではない、小説で世界に訴えよう、カナダの作家ニコールさん」「捕鯨小説を思い立ったのは、日本の捕鯨をニアリな目で見直したい」というのが動機で、持論は『一定の捕獲制限さえすれば鯨類は減らない』と云うもので、クジラの乱獲規制を訴えるカナダのグリーン・ピース財团（本部バンクーバー）での持論を訴えたが相手にされず、脅迫状も舞い込んだ。夕刊読売新聞、昭和五四年十月十四日付。

(5) 「買あさり日本人、野生動物の毛皮も、規制は望み薄、絶滅寸前も含む」、朝日新聞、昭和五年十一月二七日付。

(6) 「動物保護と狩猟民、食つて、着つて、守つてどれも人間のエゴ」、「動物がニクくて殺しているんじゃない。生きるために仕方ないじゃないか。オットセイをこん棒で叩きながらアリ

ユート人の一人はこう云つたと云う」、読売新聞、昭和五三年七月二三日付。

「スッポン料理、腕前見せ罰金、英國で日本料理調理師らに判決、熱湯でゆでるのは残酷」「英國動物虐待防止協会（RSPCA）の係員一名が日本レストランを訪れ、身分を明さないままに調理を依頼し、……スッポンを熱湯に入れたのを見届けたあと、身分を明らかにし、裁判所に訴えると告げた」、朝日新聞、昭和五三年十一月八日付。

「スッポン調理騒動、日英動物観の違い、供養の心は同じ、自己の慣習で判断されたのは……」、読売新聞、昭和五三年十一月一九日付。

「ニアリプレー」という言葉の発祥の地は怖らしく英國のだらうが、英國人がみなフェアだとは限らない。……身分を隠してやって来た同協会の係員が料理をしてみせてくれと頼み……」、読売新聞、「編集手帳」、昭和五三年十一月一九日付。

(7) 「海からの使者、イルカ」藤原英司著、朝日新聞社刊。

(8) ヨアヒム・カール著、高尾利教訳『キリスト教の悲惨』、りぶらりあ選書（法政大学出版局）一の一、「異教徒に対する血腥い迫害」。

(9) 半田元夫、今野国夫著「キリスト教史II」、世界宗教叢書（山川出版社）、第二章、5「ドイツ農民戦争とルター」。

(10) 今井宏著「クロムウェル、ピューリタン革命の英雄」人と歴史シリーズ16（清水書院）、「残虐行為、神の導きと報復行為、帝国主義者クロムウェル」。

(11) 拙論「政治諷刺とアナキズム」『同志社大学人文学』（一九四六年）。

いるかとくじら

六八年五月）、六三ページ。

(12) 抽論「シンボシウム地獄の默示録」（月刊チャペルアワー
No. 92、一九八〇、十月一日）一二ページ下段。

(13) W・フレーバー、H・E・テート著、河島幸夫訳『人権の思想、法哲学的神学的考察』現代キリスト教倫理双書（新教出版社）、II「神学と人権思想」4人権とキリスト教。

(14) 「動物保護、なぜイルカなのか、ケイト被告と支援者の意見、知能が高く人間に近い、説得力ない特別視、日本にも環境で弱み」本多勝一編集委員、朝日新聞、昭和五五年五月一日付。

(15) 「エスキモー捕鯨に許可、国際委、米、譲歩案で説得」、「国際捕鯨委員会でクジラ保護国の先頭を切る米国がアラスカのエスキモーがクジラを取り続ける権利を通すため十三日夜、苦境に立たされた」。朝日新聞夕刊、昭和五四年七月十四日付。
なお、すべて事件の報道は朝日新聞朝夕刊記事によった。

追記

昭和五五年十月二三日、前記クリーン・ピースのメンバー、サンフランシスコ在住のベトリック・ウォールが静岡県伊東市の富津港で食用いるかの追込み漁を妨害し、約百五十頭を逃がしたために本年一月二三日静岡地検沼津支部は同人を威力業務妨害、器物損壊罪で起訴した。